

## 地方公共団体のガバナンスのあり方に係る論点関連資料

---



# 議会制度関係



# 地方議会における制度の導入状況等に関するアンケート結果①

【調査主体】 総務省自治行政局行政課

【調査時点】 平成27年7月1日 （下記の【調査内容】問④については、平成26年度の状況）

【調査対象】 47都道府県 / 1,741市区町村

【回答】 47都道府県(100.0%) / 1,693市区町村(97.2%) （各議会事務局より回答）

【調査内容】

- ・ 議会に関する下記制度の導入状況等について、お答えください。

問① 通年会期制を導入していますか。

問② 夜間・休日議会を開催していますか。

問③ 事務局の共同設置について、共同設置の利点は何だと思えますか、  
また共同設置が進まない理由は何だと思えますか。

（※事務局の共同設置を行っている団体はなし（平成27年7月調査時点））

問④ 本会議での公聴会・参考人制度・専門的事項の調査について、各制度を利用していますか。

# 地方議会における制度の導入状況等に関するアンケート結果②

## 問① 通年会期制を導入していますか。

	都道府県 (全47団体)		市区町村 (全1,693団体)	
		主な理由		主な理由
導入している	3団体 (6.4%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の随時の開催が可能となり、専決処分が減少し、緊急を要する案件にも迅速に対応できる。</li> <li>・十分な審議時間の確保が可能となり、政策形成の機会の増加に繋がる。</li> <li>・執行部の行政活動を継続して監視することで、議会の機能を強化するとともに、災害など不測の事態に対する危機管理態勢が整えられ、県民サービスに繋がる。</li> </ul>	67団体 (3.8%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会が主導的・機動的に活動でき、チェック機能の充実強化が図れる。</li> <li>・勤労者が参画できる状況を作り、多様な層の住民の意見を反映することができる。</li> <li>・本会議の日程が予測可能になり、傍聴しやすくなり、多くの住民が議員を志すことができる。</li> </ul>
導入していない	44団体 (93.6%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広範囲な地理的状況から、随時に本会議を開くことは困難。</li> <li>・議員活動が制約されるケースや、非常時における執行機関の活動への影響が危惧される。</li> <li>・今はまだ導入していないが、通年会期制を視野に入れて3会期制を採用しており、今後導入について検討されるものと認識している。</li> </ul>	1,626団体 (96.2%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間のほとんどが開会中となり、地域での議員活動等の時間が少なくなるおそれや執行機関の行事予定が立てにくくなる。</li> <li>・災害等の迅速に対応すべき事態が起きたとき、議会を優先するあまり、現場対応が後回しになることが懸念危惧される。</li> <li>・議会事務局の業務量が増えることで人員等の増加を伴うことが予想されるため、具体的な検討に至っていない。</li> </ul>

### ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）抄

第百二条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

② 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

③～⑥ (略)

⑦ 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

※「定例会」の工夫による通年議会（定例会の回数を年1回とし、会期を約1年（招集に一定の期間が必要なため）とする運用）も可能。

第百二条の二 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

②～⑤ (略)

⑥ 第一項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならない。

⑦～⑧ (略)

# 地方議会における制度の導入状況等に関するアンケート結果③

## 問② 夜間・休日議会を開催していますか。

	都道府県 (全47団体)	主な理由	市区町村 (全1,693団体)	主な理由
	開催したことがある	0団体 (0.0%)	—	61団体 (3.5%)
開催していない	47団体 (100.0%)	・コストの増大を招く。(執行部の職員の時間外勤務手当など) ・本会議や委員会がテレビ中継やインターネットライブ中継、録画配信されている。 ・夜間議会については、県土が広いことから導入しても傍聴者が集まりにくく効果が限定的。また、休日議会については、職員の休日勤務等の問題があるほか、相当早い段階で、執行部との日程調整が必要となる。	1,632団体 (96.5%)	・議員は農業等の自由業が多く、又、行政職員の人員・勤務体制から休日等より平日議会の方が開催しやすいため。 ・地域ごとで行われる行事等は休日、夜間に行われることが多く、その行事等への参加、視察を行う首長・議員にとって、夜間・休日議会の導入は不都合が多い。

### ○都道府県標準会議規則（最終改正 平成二十四年十月十一日）抄

(会議時間)

第九条 会議時間は、午〇時から午後〇時までとする。ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰上げ又は延長することができる。

(休会)

第十条 県の休日は、休会とする。

2 (略)

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百十四条第一項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

### ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）抄

第百十四条 普通地方公共団体の議会の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。

この場合において議長がなお会議を開かないときは、第百六条第一項又は第二項の例による。

② (略)

# 地方議会における制度の導入状況等に関するアンケート結果④

問③ 事務局の共同設置について、共同設置の利点は何だと思えますか、  
また共同設置が進まない理由は何だと思えますか。(※事務局の共同設置を行っている団体はなし)

	都道府県	市区町村
共同設置の利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務が統一され、各種情報の共有、効率的な事務局運営ができる。</li> <li>・経費節減や事務処理能力の向上につながり、コストの縮減ができる。</li> <li>・法制事務等の事務局体制の強化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識の共有や効率化が期待できる。(例：法制担当職員の配置)</li> <li>・小規模市町村の事務の補完が可能となる。</li> <li>・処分当事者と全く面識のない者が裁定等に携わり、より公平な判断につながる利点があると思われる。</li> <li>・事務局職員の専門性が高くなり、専門性を活かした議会運営ができる。</li> </ul>
共同設置が進まない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県レベルでは広域すぎる。議会と事務局が異なる場所に設置されると、迅速な対応が困難となり、事務局機能が低下することが懸念される。</li> <li>・各議会事務局ごとの各種条例・規則等の違いがある。</li> <li>・議会会期の調整が煩雑になる等の問題が想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣自治体と事務局を共同設置した場合、例えば定例会の開催時期が重なると事務量は多くなり、職員への負担が大きい。</li> <li>・議会事務局は、異なる政見を有する議員や、住民との各種調整等に携わるので、個々の自治体の事情、慣例、議員の政見等を十分把握することができないままに議会運営に関わると混乱する可能性がある。</li> </ul>

## ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）抄

第三百八十八条 都道府県の議会に事務局を置く。

② 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

③ 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

④ 事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。ただし、町村においては、書記長を置かないことができる。

⑤～⑧ (略)

(機関等の共同設置)

第二百五十二条の七 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第三百八十八条第一項若しくは第二項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第二百五十二条の十三において「議会事務局」という。）、(略)を置くことができる。(以下略)

②～③ (略)



# 地方議会における制度の導入状況等に関するアンケート結果⑤

問④ 本会議での公聴会・参考人制度・専門的事項の調査について、各制度を利用していますか。

## ○ 公聴会

	都道府県 (全47団体)		市区町村 (全1,693団体)	
開催したことがある	0団体 (0.0%)	—	6団体 (0.3%)	(主な目的) ・議員定数削減及び議員報酬について市民の意見を聴取する。 ・町の産業振興のための条例制定について、広く意見を聴取する。
開催していない	47団体 (100.0%)	(主な理由) ・委員会において公聴会を開くことができるため、本会議での公聴会を必要としないと考えため。	1,687団体 (99.7%)	(主な理由) ・公聴会は、公示等、開催までに時間を要するため、代用として議会報告会や意見交換会を実施している。

## ○ 参考人制度

	都道府県 (全47団体)		市区町村 (全1,693団体)	
利用したことがある	17団体 (36.1%)	(利用目的) ・条例案を検討するために、意見を聴取する必要があるため。 ・教育長の任命同意議案に候補者を参考人招致し、意見を聴取するため。	192団体 (11.1%)	(利用目的) ・本会議の審議において、専門的な知識が必要であるため。 ・議論を深めるため、意見を聴取する目的(今後の議会のあり方について等)。
利用していない	30団体 (63.9%)	(利用していない理由) ・委員会において利用しているが、本会議では利用する事案が発生していないため。	1,501団体 (88.9%)	(利用していない理由) ・委員会の調査において参考人制度を利用しているため、本会議では必要としていない。 ・現在、議会改革の諸課題の一つとして協議している。

### ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）抄

第百十五条の二 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

# 地方議会における制度の導入状況等に関するアンケート結果⑥

問④ 本会議での公聴会・参考人制度・専門的事項の調査について、各制度を利用していますか。

## ○ 専門的事項の調査

	都道府県 (47団体)		市区町村 (全1,693団体)	
利用したことがある	0団体 (0.0%)	—	10団体 (0.5%)	(利用目的) ・議員定数削減及び議員報酬のあり方、議会改革への取組について、調査が必要であった。  ・世界自然遺産登録に関する野生生物の生態等の専門分野について、調査が必要であった。
利用していない	47団体 (100.0%)	(利用していない理由) ・専門的事項調査に関する要望が出ておらず、調査を要する事案も発生していないため。	1,683団体 (99.5%)	(利用していない理由) ・調査を要する事案が発生していないため。  ・専門的事項の調査を活用する前に、委員会において、参考人制度等の活用により、検討を深めており、調査を必要としていないため。

### ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）抄

第百条の二 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

# 議会議員の平均年齢と年齢構成比の推移イメージ（粗い試算）

- 将来推計人口から算出した各年齢毎の増減率(※1)を単純に用いて、20年後の議会議員の平均年齢と年齢構成比(※2)を仮に推計した粗い試算においては、
- 平均年齢は、各議会とも年々増加していく傾向にあることが見込まれる。
  - 特に60歳以上の議員構成比は、各議会とも増加していく傾向にあることが見込まれる。

		2014年		→	2034年
議会議員の 平均年齢	都道府県	58.0歳	+1.0歳	→	59.0歳
	市区	59.6歳	+0.8歳	→	60.4歳
	町村	63.5歳	+0.4歳	→	63.9歳
		2014年		→	2034年
議会議員に占める 60歳以上の人口の割合	都道府県	48.3%	+2.4%	→	50.7%
	市区	56.3%	+1.5%	→	57.8%
	町村	73.3%	+0.5%	→	73.8%

※1 増減率は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」の「男女別年齢各歳別人口」より、2014年の各歳別人口と2034年の各歳別人口を比較して、各年齢毎の増減率を算出したもの。  
例：30歳人口（2014年1,467千人→2034年1,095千人）、増減率-25.3% 30歳～40歳区分（2014年→2034年）、増減率-19.6%

※2（2014年：平均年齢）各議長会資料による各年齢区分毎の議員数に、各年齢区分毎の中央値を掛け合わせたもの。これらの各区分の総計を総議員数で除して平均年齢を算出。  
例：都道府県・「167（30歳～40歳区分議員数）」×「35（30歳～40歳区分の中央値）」＝「5,845（30歳～40歳区分の計）」 「153,413（各区分の総計）」/「2,647（総議員数）」＝57.95歳

（2034年：平均年齢）2014年の議員数に増減率を用いて2034年の議員数を算出。以下は上記と同じ。

例：都道府県・「134（30歳～40歳区分議員数）」×「35（30歳～40歳区分の中央値）」＝「4,698（30歳～40歳区分の計）」 「156,200（各区分の総計・補正值）」/「2,647（総議員数）」＝59.01歳

（2014年：年齢構成比）各議長会資料による。

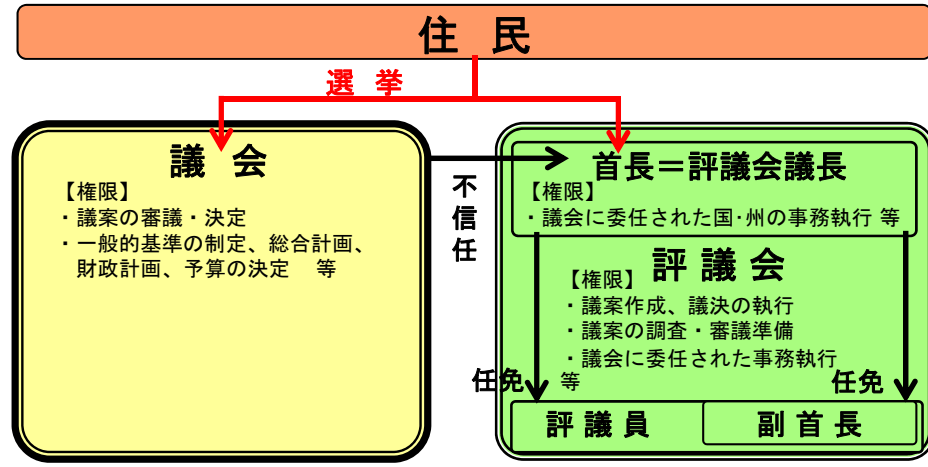
（2034年：年齢構成比）2014年の年齢構成比に増減率を用いて2034年の年齢構成比を算出。

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」・「男女別年齢各歳別人口」（平成24年1月、厚生労働省）、  
全国都道府県議会便覧「全国都道府県議会議員年齢別一覧表」（平成26年7月1日現在、全国都道府県議会議長会）、  
市議会議員の属性に関する調「議員の年齢構成」（平成26年8月30日現在、全国市議会議長会）、町村議会実態調査「議員の年齢構成」（平成26年7月1日現在、全国町村議会議長会）を基に作成。

# 各国の基礎自治体における議会の組織について

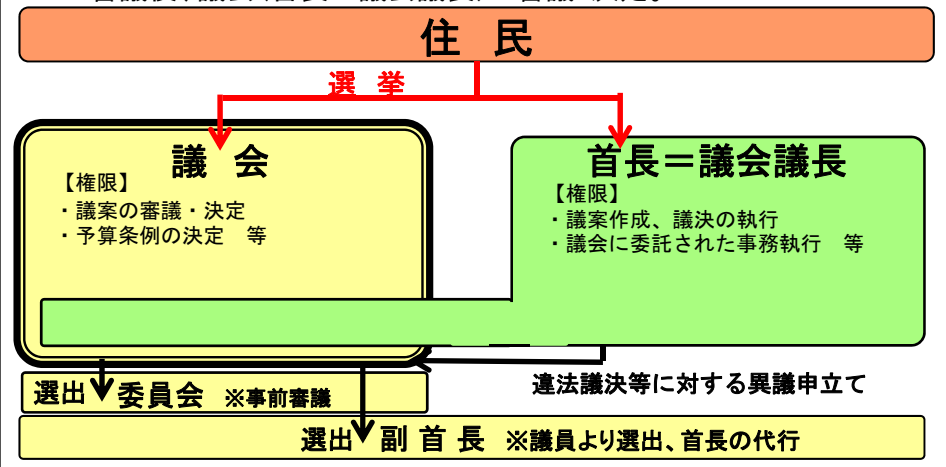
## ① イタリア基礎自治体（コムーネ）

- 住民は**議会議員**、**首長**を選挙。
- 首長(又は、評議会、議員、住民)の議案提案に対して、評議会で審議準備後、議会で審議・決定。



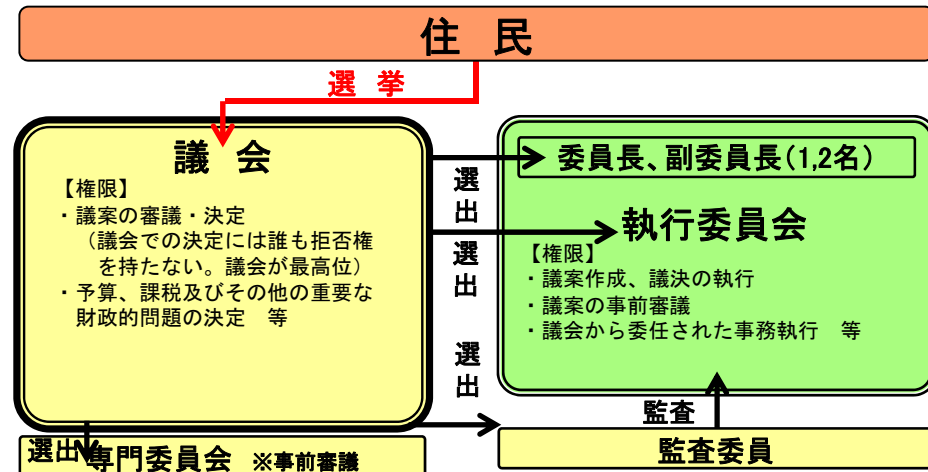
## ② ドイツ基礎自治体（ゲマインデ）例：バーデン・ヴュルテンベルク州

- 住民は**議会議員**、**首長(兼 議会議長)**を選挙。
- 首長(又は、全議員1/4以上の議員)の議案提案に対して、委員会で審議後、議会(首長が議会議長)で審議・決定。



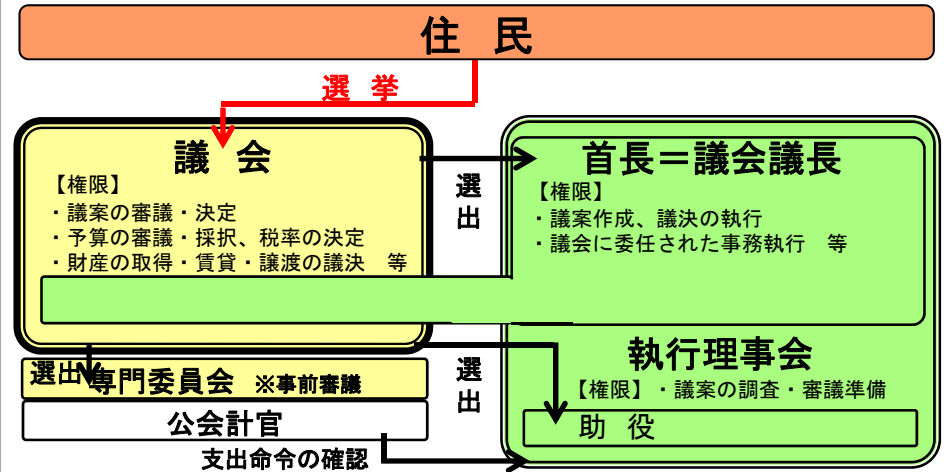
## ③ スウェーデン基礎自治体（コミュニティ）

- 住民は**議会議員**を選挙。議会が執行委員長を選出。
- 議員の議案提案に対して、専門委員会で審議、その後、執行委員会で議案を審議後、議会で審議・決定。



## ④ フランス基礎自治体（コミュニティ）

- 住民は**議会議員**を選挙。議会が**首長(兼 議会議長)**を選出。
- 議長(又は、議員)の議案提案に対して、専門委員会で審議、その後、執行理事会で審議準備後、議会(首長が議会議長)で審議・決定。



(出典：自治体国際化協会(CLAIR) 平成27年2月時点)

# 都道府県議会議員定数の推移

(※改正箇所は黄色)

		人口区分			定数上限
		70万人未満	70万～100万人	100万人以上	
明治23年 (1890年)	●府県制制定 人口区分に応じて法定定数を決定していたプロシア(ドイツ)の制度を参考に制定。	30人	5万人毎に 1人増	7万人毎に 1人増	なし
明治32年 (1899年)	勅令事項であった議員定数が法律に明記。	30人	5万人毎に 1人増	7万人毎に 1人増	なし
昭和4年 (1929年)	府県に条例制定の機能を付与。	30人	5万人毎に 1人増	7万人毎に 1人増	なし
昭和18年 (1943年)	議員定数の定数上限設定。(市制改正により市会の定数上限が80名に設定されたことに対応。)東京都制が施行。都議会設置(定数100)。	30人	5万人毎に 1人増	7万人毎に 1人増 (東京都:100人)	90人
昭和21年 (1946年)	●地方制度改正 議員定数の増加、定数上限変更。	40人	5万人毎に 1人増	7万人毎に 1人増 (東京都:120人)	100人
昭和22年 (1947年)	●地方自治法制定(第九十条) 議員定数の定数上限変更。	40人	5万人毎に 1人増	7万人毎に 1人増 (東京都:120人)	120人
昭和27年 (1952年)	条例による議員定数の減少が可能となる。	40人	5万人毎に 1人増	7万人毎に 1人増 (東京都:120人)	120人
平成11年 (1999年)	人口区分に応じた法定上限値を定め、その範囲内で条例で定数を定める。	「75万人未満」に変更 40人	5万人毎に 1人増	7万人毎に 1人増 (東京都:130人)	120人
平成23年 (2011年)	●地方自治法制定(第九十条) 議員定数の法定上限の撤廃。	なし			

(出典:松本英昭「新地方自治制度詳解」(2000年4月1日)、佐藤英善「逐条研究 地方自治法Ⅱ」(2005年1月15日)をもとに作成)

# 市議会議員定数の推移

(※改正箇所は黄色)

		人口区分								定数上限
		5万人未満	5万～10万人	10万～15万人	15万～20万人	20万～30万人	30万～50万人	50万～60万人	60万人以上	
明治21年 (1888年)	●市制制定 人口区分に応じて法定定数を決定していたプロシア(ドイツ)の制度を参考に制定。	30人	36人	5万人毎に3人増		10万人毎に3人増				60人
明治44年 (1911年)	市の実際の人口の状況に対応出来るようにするため、定数の上限を撤廃。人口に応じて定数増加。	30人	36人	39人	42人	45人 10万人毎に3人増	20万人毎に3人増		なし	
大正10年 (1921年)	人口の増加に伴い、議員定数を増加。	30人	36人	40人	44人	48人 10万人毎に4人増	20万人毎に4人増		なし	
昭和18年 (1943年)	戦時下における体制強化・能率化のため、定数上限を再設定し、人口に応じた定数増加を抑制。	30人	36人	40人	44人	48人 15万人毎に4人増	30万人毎に4人増		80人	
昭和21年 (1946年)	定数上限を再設定し、議員定数を大正10年時点に戻す。	30人	36人	40人	44人	48人 10万人毎に4人増	20万人毎に4人増		100人	
昭和22年 (1947年)	●地方自治法制定(第九十一条) 条例により定数の減少が可能となる。	30人	36人	40人	44人	48人 10万人毎に4人増	20万人毎に4人増		100人	
平成11年 (1999年)	人口区分に応じた法定上限値を定め、その範囲内で条例で定数を定める。	26人	30人	34人	38人	46人	56人	56人 40万人毎に8人増	なし	
平成23年 (2011年)	議員定数の法定上限の撤廃。	なし								

(出典:松本英昭「新地方自治制度詳解」(2000年4月1日)、佐藤英善「逐条研究 地方自治法Ⅱ」(2005年1月15日)をもとに作成)

## 町村議会議員定数の推移

(※改正箇所は黄色)

		人口区分					定数上限
		1千5百人未満	1千5百～5千人	5千～1万人	1万～2万人	2万人以上	
明治21年 (1888年)	● <b>町村制制定</b> 人口区分に応じて法定定数を決定していたプロシア(ドイツ)の制度を参考に制定。	8人	12人	18人	24人	30人	30人
		5千人未満		5千～1万人	1万～2万人	2万人以上	定数上限
大正15年 (1926年)	人口の増加に伴い、議員定数を増加。	12人		18人	24人	30人	30人
		2千人未満	2千～5千人	5千～1万人	1万～2万人	2万人以上	定数上限
昭和21年 (1946年)	各人口区分の議員定数を増加。	12人	16人	22人	26人	30人	30人
		2千人未満	2千～5千人	5千～1万人	1万～2万人	2万人以上	定数上限
昭和22年 (1947年)	● <b>地方自治法制定(第九十一条)</b> 条例により定数の減少が可能となる。	12人	16人	22人	26人	30人	30人
		2千人未満	2千～5千人	5千～1万人	1万～2万人	2万人以上	定数上限
平成11年 (1999年)	人口区分に応じた法定上限値を定め、その範囲内で条例で定数を定める。	12人	14人	18人	22人	26人	なし
平成23年 (2011年)	議員定数の法定上限の撤廃。	なし					

(出典:松本英昭「新地方自治制度詳解」(2000年4月1日)、佐藤英善「逐条研究 地方自治法Ⅱ」(2005年1月15日)をもとに作成)





# 住民訴訟制度関係



# 住民訴訟に関する地方公共団体からのヒアリング結果

## 【概要】

- (1) 対象: 地方公共団体(2団体: 1億円以上の損害賠償が命じられた事例のある団体から抽出)の法務担当職員 (2) 実施者: 事務局  
 (3) 実施日: 平成27年8月  
 (4) ヒアリング内容: 住民訴訟制度の現状や事務執行への影響に関する実情について、①長に関わるのか職員に関わるのか、②事務処理全般に関わるのか政策判断に関わるのか、という観点から、聞き取り。

		事務処理全般に関わる事項	特に政策判断に関わる事項
長	住民訴訟の現状	(関連法令の複雑性等) ・ 住民訴訟では、財務会計行為の先行行為や非財務会計行為の関連法令の解釈が問題となるが、違法とされたときに厳しい過失責任が認められている場合があるのではないかと。 (監督責任) ・ 職員の専決・代決に委ねていても、指揮監督上の責任があるとして、厳しい過失責任が認められている場合があるのではないかと。	(裁量逸脱の予見困難性) ・ 最少経費原則(地方財政法4条1項、地方自治法2条14項)等裁量逸脱の違法が問題となるケースでは、事前に裁量の逸脱があるかどうかを判断することはできないが、結果として過失による責任を負う場合があり得る。
	事務執行への影響	(政策形成への影響) ・ 事務の適正確保のために過剰なチェック体制を整備すること等により、長に期待される政策判断に注力できない事態が生じることも考えられるのではないかと。	(住民ニーズへの対応への影響) ・ 拡大する住民ニーズへの対応について、裁量に係る適切な判断を困難にしているのではないかと。
職員	住民訴訟の現状	(関連法令の複雑性等) ・ 住民訴訟では、財務会計行為の先行行為や非財務会計行為の関連法令の解釈が問題となるが、違法とされたときに厳しい過失責任が認められている場合があるのではないかと。 (再掲)	(決定事項との関係) ・ 政策判断として決定した事項については、職員は、明らかに違法でない限り職務命令に従わざるを得ないが、その場合でも、厳しく過失による責任を負うことになる場合がある。
	事務執行への影響	(組織風土への影響) ・ 責任回避のため、他の職員への仕事の押しつけや、安易に前例踏襲に陥る事態が生じることもあり得るのではないかと。 (職員の心理的負担) ・ 迷惑施設の設置等のように、利害対立があっても実施する必要があるものについては、反対住民による住民訴訟の結果、厳しい過失責任まで負う可能性があることへの不安感が職員にはあるのではないかと。	(職員の心理的負担) ・ 政策判断で決定したことについても住民訴訟で追及されることが職員の心理的負担になっているのではないかと。 (管理職のなり手への影響) ・ 管理職は訴訟の対象とされる可能性が高い。住民訴訟だけが原因ではないが、近年は責任の重い管理職になりたがらないという傾向がある。



# 監査制度関係



# 会計検査院の指摘事項の主な状況（地方公共団体関係）

年度	(1)事務処理のミスがあったもの(算定誤り等)	(2)政策目的が達成されていないもの	(3)不適正な事務処理があったもの	
			不適正経理関係	その他
H21	国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付等 33項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋脚の耐震補強工の設計が適切でない</li> <li>補助の対象とならない電線共同溝からの引込整備の設置に係る費用について補助金が交付されていた等 16項目</li> </ul>	「あずけ」など補助事業の事務費の執行に当たり、不適正な経理処理となったもの 3項目	—
H22	国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付等 30項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>落橋防止システムの設計が適切でない</li> <li>中山間地域等直接支払交付金が交付の対象とならない農用地について交付された等 20項目</li> </ul>	—	虚偽の報告書を作成するなどして工事の実施を偽装し、不適正な経理処理を行って補助金の交付を受けたもの 1項目
H23	国民健康保険の療養給付費補助金が過大に交付等 24項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>堰（せき）本体の設計が適切でない</li> <li>情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金の交付を受けて実施する事業の計画が適切でなかった等 22項目</li> </ul>	—	事業を完了したとする虚偽の実績報告により補助金の交付を受けたもの 1項目
H24	国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付等 27項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造建築物の設計が適切でなかったもの</li> <li>補助対象とならない設計業務に要した費用に補助金が交付されていた等 23項目</li> </ul>	—	年度内に事業が完了したなどとする虚偽の実績報告により補助金の交付を受けたもの 1項目
H25	介護保険の調整交付金が過大に交付等 19項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>沈砂池ポンプ棟の耐震補強工事において、耐震補強の目的を達していなかった</li> <li>交付金で改修等を行った施設が利活用されず、補助目的を達していない等 34項目</li> </ul>	—	—

(会計検査院HPを元に事務局作成)

# 財政的援助団体等に対する監査等の範囲について

## <財政的援助団体等に対する監査について>

### ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

#### 第199条

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

### ○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

第140条の7 地方自治法第199条第7項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人とする。

2 当該普通地方公共団体及び1又は2以上の第152条第1項第2号に掲げる法人（同条第2項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人は、前項に規定する法人とみなす。

3 （略）

※地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲）

第152条第1項

二 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

## 【規定の趣旨】

地方公共団体の立場が他の出資者と全く同様であるようなものについて、監督権を特別に認める趣旨ではなく、例えば、或る私企業の目的が当該地方公共団体が希求する公益目的と合致するため、地方公共団体が補助金を支出すると同じ意味で予算に計上して資本金の相当部分の出資を引き受けるような場合等に適用を限定するものとして規定されたもの。



# 監査業務を外部に委託している例

---

## 【愛知県】

- 契約名：監査充実強化業務委託
- 委託先：監査法人
- 具体的な業務としては、財政的援助団体や公営企業会計などの監査を行う場合に、財務諸表のチェックや会計事務など公認会計士の知見を活用できるものについて、監査事務局と同行し、監査業務を支援している。
- また、監査委員事務局の相談業務や事務局向けの研修を数回開催。

## 【大阪市】

- 契約名：財政的援助団体監査等業務委託
- 委託先：監査法人
- 具体的な業務としては、財政的援助団体に対する監査業務自体を実施し、その結果を事務局が監査委員へ報告している。（監査委員は、当該報告を基に、監査委員の名において監査結果を提出している。）